



ほっとサポート約款

P's-first P e t s
a l w a y s
c o m e
f i r s t

第1章 総則

第1条（本約款及び本サービスについて）

- 1 本約款は、ペットファースト株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「ほっとサポート」（以下「本サービス」といいます。）に適用される基本的な条件を定めるものです。
- 2 本サービスは、お客さまが当社からペットを購入した売買契約に付随するサービスです。
- 3 本サービスは、当社独自のサービスであり、保険法（平成20年6月6日法律第56号）及び保険業法（平成7年6月7日法律第105号）に定める保険、保険業ではありません。本サービスには、ペットが死亡又は先天性疾患が発見された場合に、一定の事由が認められたときには、新たなペットをお迎えいただくことや一定程度の手術費相当額をお客さまの代わりに当社の提携動物病院にお支払いすることで当社の提携動物病院において値引き価格で手術を受けられるサービスが含まれておりますが、いずれのサービスもお客さまの金銭的な損失補償を目的とするものではありません。お客さまは、このような本サービスの目的をご理解いただいた上で、本サービスにご加入いただきます。
- 4 本サービスは自動更新型のサービスです。
- 5 当社は、本約款に従ってお客さまに本サービスを提供させていただきますので、本約款にご同意をいただいた上で、本サービスにご加入・ご利用ください。
- 6 本サービスの内容は予告なく変更される場合があります。加入者には、加入者が本サービスにご加入した時点でのサービス内容が適用されます。

第2条（契約の成立）

- 1 当社が提供する本サービスにご加入を希望されるお客さまは、当社でペットを購入の上、購入時に限り本サービスにご加入のお申込みをいただけます。当社が、お客さまのお申込みを承諾することを以て、本約款に基づく本サービスに関する契約は成立するものとします。
- 2 お客さまは、本サービスに関し、本サービスのご加入時において、本約款で定めるスタンダードプラン又はプラチナプランのいずれかをお選びいただき、お申込みいただけます。
- 3 お客さまは、ご加入後において、原則としてスタンダードプラン又はプラチナプランの変更をすることはできません。

第3条（本サービスの対象）

- 1 本サービスの対象となるペットは、お客さまが当社で購入し、本サービスの加入申込書記載のペット番号で特定されるペット（以下「本ペット」といいます。）に限ります。
- 2 本サービスの適用を受けることができるお客さま（以下「加入者」といいます。）は、本ペットを当社より購入したものであって、本サービスの加入申込書記載の契約者氏名記載のお客さまとします。ただし、加入者の同居者や、本ペットの飼育者であれば、本約款に従うことを条件に、本サービスの適用を受けることができます。
- 3 当社は、日本国内に居住又は滞在中の加入者のみを対象として、日本国内においてのみ本サービスを提供いたします。

第4条（本サービスの内容）

- 1 スタンダードプランにご加入された加入者は、本サービスとして、次の内容の各サービスを受けることができます。
 - ① 生命保障（第2章第1節）
 - ② 先天性疾患保障（第2章第2節）
 - ③ FIP（猫伝染性腹膜炎）保障（第2章第3節）
 - ④ 混合ワクチンチケット（第2章第3節）
 - ⑤ 健康診断・お手入れチケット（第2章第4節）
 - ⑥ 臍ヘルニア（デベン）・鼠径ヘルニア・陰嚢丸の手術費保障（第2章第5節）
 - ⑦ 里親探し代行サービス（第2章第6節）
 - ⑧ ペットファースト割引サービス（第2章第7節）
 - ⑨ 通販サイトの利用（第2章第8節）
 - ⑩ ペットケア&アダプションセンター日光ご利用特典（第2章第9節）
 - ⑪ もしもレスキュー（第2章第10節）
- 2 プラチナプランにご加入された加入者は、本サービスとして、前項のスタンダードプランの各サービスに加え、次の内容の各サービスを受けることができます。
 - ⑫ 避妊・去勢手術チケット及びフィラリア予防チケット（第2章第11節）
 - ⑬ 提携加盟店割引（第2章第12節）

第2章 本サービスの内容

第1節 生命保障

第5条（生命保障の内容）

- 1 当社は、本ペットが、本サービスの利用契約日（以下「契約日」といいます。）より15日を経過し、購入日より1年以内に、日本国内で本ペットが病気又は事故により死亡した場合、当該期間内に、第7条の手続により、加入者が当社に本ペットが死亡した事実を報告し、当社所定の診断書類を提出したときは、加入者に対し、購入時にお支払い頂いた本ペットのペット価格（税込。以下「本ペット価格」といいます。）の範囲内で、当社が現に取り扱うペットの中から加入者の選択に従い新たなペットをお迎えいただけます。なお、本条に基づく本サービスを受ける条件については、次条以下もご参照ください。
- 2 前項に拘わらず、本ペット価格が18万円未満の場合、加入者が選択できる新たなペットの価格（税込）は18万円を上限としますが、ペッツパピー・キティーはその限りではありません。

第6条（対象範囲）

- 1 以下の事由により本ペットが死亡した場合は、前条の対象外となります。
 - ① 加入者、加入者の家族（加入者の配偶者（内縁を含む。以下同じ）、加入者又はその配偶者の同居の親族及び加入者又は配偶者の別居の未婚の子を含む。）又は加入者から本ペットを受贈し、飼育する者（以下これらを総称して「加入者等」といいます。）による故意又は重大な過失
 - ② 加入者等の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
 - ③ 本ペットの所有者又は占有者による動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）上の義務（努力義務を含む。）に違反する行為
 - ④ 加入者等が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - イ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- 2 加入者が選択した新たなペットが、本ペット価格を下回る場合であっても、当社は、その差額を加入者に支払うことを要しないものとします。ただし、加入者が本ペット価格を超える新たなペットを希望する場合、加入者はその差額を負担することで新たなペットをお迎えいただくことができます。なお、新たなペットを対象としてほっとサポートに加入する場合、当社負担前のペット価格（税込）に対して、加入額が算出されるものとします。
- 3 本ペットの治療費、入院費、通院費、手術費等、本ペットの治療に伴う費用及び餌代等、新たなペットの飼育に付随して生じる費用は加入者の負担とします。
- 4 新たなペットをお迎えにおけるマイクロチップ装着代及びノミダニ視診は当社の負担とします。
- 5 新たなペットをお迎えにおけるマイクロチップ登録料、ドクターズチェックプログラム代は加入者負担とします。

第7条（手続）

加入者が第5条に基づき生命保障を請求する場合、第50条記載のお問合わせ先にご連絡ください。加入者は、当社に対し、本ペットが事故死又は病死であると証する旨の獣医師（獣医師法（昭和24年6月1日法律第186号）に基づく免許を現に得ている者。以下同じ。）作成の当社所定の死亡診断書を提出し、当社の認定を受けることで新たなペットをお迎えいただくことができます。なお、当社所定の死亡診断書にはペットの情報詳細「種別・性別・毛色・生年月日等」を記載することとし、また作成費用は加入者の負担となります。

第2節 先天性疾患保障

第8条（先天性疾患保障の内容）

- 1 当社は、本ペットが、契約日より90日を経過後の1年以内に、日本国内で、通常の生活に支障を来さず又は生命に関わる重大な先天性疾患を有すると獣医師により診断された場合、当該期間内に、第10条の手続により、加入者が当社に当該事実を報告の上当社所定の診断書類を提出したときは、加入者の選択に従い、次のいずれか一つのサービスを提供いたします。なお、本条に基づく本サービスを受ける条件については、次条以下もご参照ください。
 - ① 本ペット価格の範囲内で、当社が現に取り扱うペットの中から加入者が選択した新たなペットをお迎えすること
 - ② 当社が提携する動物病院（以下「提携動物病院」といいます。）において、加入者は、手術費相当額から、本ペット価格を控除した値引き価格で、手術を受けること
- 2 本ペット価格が18万円未満の場合、前項第1号において加入者が選択できる新たなペットの価格（税込）は18万円を上限とし、前項第2号において加入者が値引きを受けることのできる額は18万円を上限としますが、ペッツパピー・キティーはその限りではありません。

- 3 第1項において、加入者が、第1号の新たなペットをお迎えすることを選択した場合、第6条2項及び3項を準用します。なお、当社は本ペットと引き換えに、加入者に対して、新たなペットをお迎えいただくことができます。
- 4 加入者は、第1項において、第2号の手術を実施する場合、第1号の新たなペットをお迎えいただくことができません。
- 5 加入者は、有効期間中、所定の条件を満たせば、回数に上限なく、先天性疾患保障のうち第1項2号にかかるサービスを利用することができます。ただし、有効期間中、手術費相当額から控除した額の通算額は本ペット価格を上限とし、上限額を超える費用については加入者の負担とします。また、更新後においては、更新後の有効期間中、手術費相当額から控除できる通算額については、20万円を上限とします。なお、第1項1号にかかるサービスのご利用は1回限りとなります。
- 6 加入者が、更新前に、先天性疾患保障を利用しない場合又は手術費相当額が有効期間中に利用できる値引きの上限額を下回る場合であっても、加入者は当社に対して、更新後に、先天性疾患保障を利用できる上限額の増額を求めると及び値引きの上限額と手術費相当額の差額の精算を請求することはできません。

第9条 (対象範囲)

- 1 先天性疾患が、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、先天性疾患保障の対象外となります。
 - ① 通常の生活に支障を来たすものでないと当社が判断したもの
 - ② 生命に関わる重大なものではないと当社が判断したもの
 - ③ 膝蓋骨脱臼（パテラ）であって、日常生活において支障のある痛みが発生していないと当社が認めたもの
- 2 先天性疾患保障（第8条1項2号）の対象となるのは手術費のみであり、次のいずれかに掲げる費用については手術費として扱われません。
 - ① ワクチン接種料およびその他疾病予防のための検査または投薬・予防接種費用および定期健診、予防的検査のための費用
 - ② 妊娠・出産、帝王切開、人工流産等の繁殖に関連する費用および出産後の症状の治療費用
 - ③ 不妊、避妊を目的とした手術および処置に要する費用
 - ④ 断耳、断尾、声帯除去、美容整形およびトリミングなど、疾病治療ではない手術および処置に要する費用
 - ⑤ カウンセリング料、診断料、相談料及び指導料
 - ⑥ 歯及び歯肉の治療費用並びに歯石除去費用
 - ⑦ 入院中の食餌に該当しない食物および療法食及び獣医師が処方する医薬品以外の費用（健康食品、サプリメント、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品等）
 - ⑧ シャンプー、イヤークリーナー及びノミ、マダニの除去費用
 - ⑨ 漢方、温泉療法、ホメオパシー、ホモトキシコロジー等の代替的処置による治療のための費用
 - ⑩ 往診費用及び時間外診療費用
 - ⑪ ペットの移送費、通院費
 - ⑫ 安楽死のための費用
 - ⑬ 葬儀費、埋葬費等本ペットの死後に要した費用
 - ⑭ 診断書等各種証明書類の作成費用および郵送費
 - ⑮ 入院費、薬代、手術後の検査費用
 - ⑯ その他本ペットの手術費として当社が認めない費用
- 3 先天性疾患保障（第8条1項1号）において、新たなペットをお迎えいただくに当たり、当社は、前条各号の費用を負担しません。
- 4 加入者が、前条の対象とする疾患について、手術を実施する場合、事前に、第50条記載のお問合わせ先にご連絡ください。事前にご連絡がない場合、加入者は、先天性疾患保障を受けることができません。

第10条 (手続)

加入者が先天性疾患保障を利用する場合、第50条記載のお問合わせ先にご連絡ください。加入者は、当社に対し、本ペットに先天性疾患があることを証する旨の獣医師作成の当社所定の診断書を提出し、当社が通常の生活に支障を来したかつ生命に関わる重大な先天性疾患を有すると認定することで、先天性疾患保障を受けることができます。なお、当社所定の診断書の作成費用は加入者の負担となります。

第3節 FIP（猫伝染性腹膜炎）保障

第11条 (FIP（猫伝染性腹膜炎）保障の内容)

- 1 当社は、本ペットが、契約日より1年以内に獣医師によりFIP（猫伝染性腹膜炎）と診断された場合、当該期間内に、第14条の手続により、加入者が当社に当該事実を報告の上、加入者の意思に従い、サービスを提供いたします。
- 2 本サービスは、ペッツファースト動物病院（以下「病院」という）におけるFIP（猫伝染性腹膜炎）治療（以下、「本治療」という）に関し、治療費（第13条第2項参照）の50%を減額いたします（以下、「本保障」という）。ただし、第13条第1項に該当する場合は保障の対象外となります。
- 3 FIP（猫伝染性腹膜炎）は、確立した治療法のない難病のため、本サービスは治験（臨床試験）としてのご提供となります。本治療は、治癒を保障するものではなく、加入者は次の不利益および危険を被る可能性があります。なお、これらが生じたときでも病院に故意または重大な過失がない場合、加入者は損害賠償・補償等一切の請求をせず、追加費用が発生した場合は加入者が負担するものとします。

- ① 疾患の治癒または改善しない可能性
 - ② 治療に使用する薬の副作用または無効による症状悪化や死亡の可能性
 - ③ 治療終了後の再発の可能性
- 4 本条に基づく本サービスを受ける条件については、次条以下もご参照ください。

第12条（治療について）

- 1 本治療では、3カ月を目安に入院または通院（1カ月毎を1・2・3クールとして区分します）し、経口や注射による投薬と、診察・検査を行います。また退院可能と担当獣医師が判断した場合は、経過観察期間として退院後1年間を目安に通院検査を実施します。なお、通院検査終了後の健診の継続については担当獣医師の判断によるものとします。
- 2 本治療の実施については、加入者の自由意思に基づき判断するものとします。
- 3 実施する検査の結果によっては、本治療をお受けできない場合があります。
- 4 治療継続の基準を満たさない場合、または次の事由が発生した場合には、本治療を中止します。なお、本治療を中止した場合も、担当獣医師は加入者と相談のうえ病状に合った治療を提案するものとします。
 - ① 加入者が治療の中止を希望したとき
 - ② 治療開始後に治療に参加できない事実が発覚したとき
 - ③ 本治療に使用する薬の効果が不十分、または治療の継続により何らかの健康被害が生じるなど、担当獣医師が治療の継続が困難であると判断したとき
 - ④ 加入者が来院できない、または加入者と連絡が取れないことで治療の継続が困難なとき
 - ⑤ 病院が治療計画の変更や中止を決定したとき
- 5 治療期間中において、ペットに何らかの異常が診られる場合には、治療の中止も含め担当獣医師の判断に従います。
- 6 次の事由に起因するペットの損傷・死亡・逸走（以下、「事故」という）などについて、加入者は損害賠償・補償等一切の請求をしないものとします。
 - ① ペットの特異体質に起因する事故
 - ② 天変地異による不慮の事故
 - ③ 獣医師として通常要する注意義務の限度を超えた不測の事故
 - ④ 夜間のスタッフ不在時に発生した不測の事故
 - ⑤ その他の不可抗力による事故
- 7 病院への入退院・面会・健康管理などの事項は、病院の指示に従います。なお、加入者都合で当初予定していた退院日よりも延びる場合、追加で発生する費用は加入者が負担するものとし、本保障の対象外となります。
- 8 本治療は入院または通院にて、担当獣医師の指示に従い治療を実施するものとします。
- 9 本治療により得られたペットの診療経過その他のデータ（加入者の個人情報を除く）については、症例研究や学会での発表に使用されるものとします。

第13条（対象範囲）

- 1 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、本保障の対象外となります。
 - ① ペットの通常の生活に支障を来たすものでないと当社が判断したもの
 - ② ペットの生命に関わる重大なものではないと当社が判断したもの
- 2 次に掲げる費用は、第11条第2項の治療費に含まれません。
 - ① カウンセリング料、診断料、相談料及び指導料
 - ② 入院中の食餌に該当しない食物および療法食及び獣医師が処方する医薬品以外の費用（健康食品、サプリメント、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品等）
 - ③ ノミ、マダニの除去費用
 - ④ ペットの移送費、通院費
 - ⑤ 安楽死のための費用
 - ⑥ 葬儀費、埋葬費等本ペットの死後に要した費用
 - ⑦ 診断書等各種証明書類の作成費用および郵送費
 - ⑧ その他、FIP（猫伝染性腹膜炎）以外の疾病の治療に要した一切の費用

第14条（手続）

加入者が本保障を利用する場合は、第50条記載のお問合わせ先にご連絡ください。ペッツファースト動物病院へご来院のうえ、検査の結果FIP（猫伝染性腹膜炎）と認められた際に、本保障を受けることができます。

第4節 混合ワクチンチケット

第15条（混合ワクチンチケットの提供）

- 1 当社は、加入者に対し、加入時（及び本サービスが更新された場合においては更新時）に混合ワクチン接種料金が無料となるチケット（以下「混合ワクチンチケット」といいます。）を1枚発行します。ただし、加入時に3回目のワクチン接種まで完了している場合は、加入時から6カ月後を目安に1枚発行します。
- 2 混合ワクチンチケットの有効期間は、発行日から6カ月間（ただし、発行日は除く。（注））です。
（注）例えば、1月1日が発行日の場合、有効期間は、1月2日から6月30日となります。
- 3 加入者は、混合ワクチンチケットの有効期限内に、1回限り、提携動物病院において、混合ワクチンチケットと引き換えに、無料で混合ワクチン接種を実施することができます。
- 4 本条に基づく本サービスを受ける条件については、次条以下もご参照ください。

第16条（対象範囲）

- 1 狂犬病ワクチンは混合ワクチンチケットの対象になりません。
- 2 加入者が、混合ワクチンチケットを使用しない場合であっても、加入者は、当社に対して、ワクチン接種料金相当額を請求することはできません。
- 3 提携動物病院は、予告なく変更する場合がありますので、加入者はあらかじめご承諾ください。
- 4 ワクチン接種にあたり、提携動物病院所定の診察料を要する場合、加入者の負担となりますので、事前に提携動物病院へご確認ください。
- 5 理由の如何を問わず、混合ワクチンチケットは、再発行、換金、おつりの返却及び当社による買取りができず、また、別途ご購入いただくことができません。

第17条（手続）

- 1 加入者は、混合ワクチンチケットを提携動物病院へ直接持参し、交付することで、ワクチン接種を無料で受けることができます。なお、加入者は、ワクチン接種の予約時に混合ワクチンチケットを使用する旨を申告した上で、診療受付時において、提携動物病院に対して混合ワクチンチケットを交付し、当社所定のドクターズチェックシート及び本ペットの販売契約書を提示しなければならず、事後においてこれらを申告、交付又は提示したとしてもワクチン接種を無料で受けることができません。
- 2 診療日について加入者は、あらかじめ提携動物病院へ直接お問い合わせください。

第5節 健康診断・お手入れチケット

第18条（健康診断・お手入れチケットの提供）

- 1 当社は、加入者に対し、加入時（及び本サービスが更新された場合においては更新時。）に本ペットの健康診断及びお手入れが無料となるチケット（以下「健康診断・お手入れチケット」といいます。）を1枚発行します。
- 2 健康診断・お手入れチケットの有効期間は、発行日から6カ月間（ただし、発行日を除く。（注））です。
（注）例えば、1月1日が発行日の場合、有効期間は、1月2日から6月30日となります。
- 3 加入者は、健康診断・お手入れチケットの有効期限内に1回限り、提携動物病院において健康診断及びお手入れをそれぞれ無料で受診することができます。健康診断及びお手入れは別の機会に実施することはできず、1度の機会に実施するものとします。
- 4 本項に基づく本サービスを受ける条件については、次条以下もご参照ください。

第19条（対象範囲）

- 1 健康診断の対象となるのは、視診、聴診、触診、検便（直接法）のみであり、他の診療科目は対象外となります。また、お手入れの対象となるのは、耳掃除、爪切り、肛門腺絞りのみであり、他のお手入れは対象外となります。
- 2 健康診断、お手入れに付随する診療費、これらの結果生じた治療費や薬代については、加入者の負担となります。
- 3 健康診断、お手入れをペットの状態や獣医師の判断によって実施しない場合であっても、加入者は、当社に対して、健康診断及びお手入れ実施料相当額を請求することはできません。
- 4 健康診断及びお手入れを実施する提携動物病院は、予告なく変更する場合がありますので、加入者はあらかじめご承諾ください。
- 5 理由の如何を問わず、健康診断・お手入れチケットは、再発行、換金、おつりの返却及び当社による買取りができず、また、別途ご購入いただくことができません。

第20条（手続）

- 1 加入者は、健康診断・お手入れチケットを提携動物病院へ直接持参し、交付することで、健康診断及びお手入れを受けることができます。なお、加入者は、健康診断及びお手入れの予約時に健康診断・お手入れチケットを使用する旨を申告した上で、診療受付時点において提携動物病院に対して健康診断・お手入れチケットを交付し、当社所定のドクターズチェックシート及び本ペットの販売契約書を提示しなければならず、事後においてこれらを申告、交付又は提示したとしても無料で健康診断及びお手入れを受けることができません。
- 2 診療日について加入者は、あらかじめ提携動物病院へ直接お問い合わせください。

第6節 ^{サイ}臍ヘルニア（デベソ）・^{ソケイ}鼠径ヘルニア・陰嚢丸の手術費保障

第21条（^{サイ}臍ヘルニア（デベソ）・^{ソケイ}鼠径ヘルニア・陰嚢丸手術費保障の内容）

- 1 当社は、契約日より1年間の間に、本ペットが、日本国内で、^{サイ}臍ヘルニア（デベソ）・^{ソケイ}鼠径ヘルニア又は陰嚢丸を理由に手術を要すると獣医師により診断された場合において、当該期間内に、第23条の手続により、加入者が当社に当該事実を報告の上、提携動物病院において手術を受けるときは、加入者は、手術費相当額から最大3万円を控除した価格で手術を受けることができます。なお、本条に基づく本サービスを受ける条件については、次条以下ご参照ください。
- 2 加入者は、有効期間中、所定の条件を満たせば、回数に上限なく、^{サイ}臍ヘルニア（デベソ）・^{ソケイ}鼠径ヘルニア・陰嚢丸の手術費保障を利用することができます。ただし、有効期間中、手術費相当額から控除した額の通算額は3万円を上限とし、上限額を超える費用については加入者の負担とします。
- 3 加入者が、更新前に、^{サイ}臍ヘルニア（デベソ）・^{ソケイ}鼠径ヘルニア・陰嚢丸手術費保障を利用しない場合又は手術費相当額が有効期間中に利用できる値引きの上限額を下回る場合であっても、加入者は、当社に対して、更新後に、^{サイ}臍ヘルニア（デベソ）・^{ソケイ}鼠径ヘルニア・陰嚢丸手術費保障を利用できる上限額の増額を求めると及び値引きの上限額と手術費相当額の差額の精算を請求することができません。

第22条（対象範囲）

手術後の検査費用及び入院費、薬代は対象外であり、加入者の負担となります。

第23条（手続）

加入者は、診断後手術前に第50条記載のお問合わせ先にご連絡ください。事前にご連絡がない場合、加入者は第21条の本サービスを受けることができません。

第7節 里親探し代行サービス

第24条（里親探し代行サービスの内容）

- 1 加入者は、加入者の転勤、病気や怪我など加入者の都合により、本ペットの飼育を継続することが困難となった場合に、新しい飼主を当社が探す里親探し代行サービスを受けることができます。
- 2 里親探し代行サービスでは、当社又は当社が指定した者が本ペットの預託を受けて、本ペットを最大1カ月間無償で飼育し、加入者は、当社との間で別途覚書を締結することで、無償で、新たな飼主を探す代行サービスを受けることができます。
- 3 加入者は、本サービスの更新後も、引き続き里親探し代行サービスを利用することができます。

第25条（里親探し代行サービスの利用方法）

- 1 加入者は、里親探し代行サービスを利用して新しい飼主を探すことを希望する場合、第50条記載のお問合わせ先にお電話ください。
- 2 加入者が、前項において新しい飼主を探すことを申込み場合、当社との間で当社所定の覚書を締結するものとします。
- 3 当社が、里親探し代行サービスを実施するに当たり、当社は加入者より本ペットの預託を受け、本ペットの新たな飼主が見つかるまでの期間、1回限り、1カ月を超えない範囲で、無償で本ペットを預かり、飼育するものとします。なお、里親探し代行サービスにおける本ペットの預託のための送迎費用は無償です。
- 4 加入者は、本条2項による申込み後、当社との間で前条2項に定める覚書を別途締結するものとします。里親探し代行サービスの内容は、本約款に定めるもののほか、同覚書によるものとします。

第26条（里親探し代行サービスの利用条件）

加入者が里親探し代行サービスの利用を希望する場合でも、以下の各項のいずれかに該当するときは、本サービスを利用できません。

- ① 本ペットに通常飼養に支障を生ずる噛み癖等があると当社が判断した場合
- ② 本ペットが疾病やストレス等により一時飼育が困難であると当社が判断した場合
- ③ 里親探し代行サービスの申込み時において、本ペットの購入代金についてのショッピングローンを完済していない場合

第8節 ペッツファースト割引サービス

第27条（ペッツファースト割引サービスの内容）

- 1 加入者は、本サービスの有効期間中、当社より本ペットに加えて新たにペットを購入する場合、ペット価格について、次のとおり割引価格でペットを購入できるペッツファースト割引サービスを利用することができます。
 - ① 本ペットを1頭目とし、2頭目を購入する場合
当社の定めるペット価格の10%相当額を割り引く
 - ② 3頭目以降を購入する場合
当社の定めるペット価格の15%相当額を割り引く
- 2 ペット価格以外の代金は割引の対象外です。

- 3 加入者は、本サービスの更新後も、引き続きペットファースト割引サービスを利用することができます。
- 4 ペットファースト割引サービスを利用できるのは、本サービスの加入者および、加入者と住所が同一の、生計を同一にする者として。
- 5 本条に基づく本サービスを受ける条件については、次条以下もご参照ください。

第28条 (ペットファースト割引サービスの適用条件)

- 1 ペットファースト割引サービスの適用条件は以下のとおりとします。
 - ① 当社の定めるペット価格が18万円以上のペットであること。ただし、当社で定めるペットバピー・キティーには適用されないものとする
 - ② 新たに購入するペットについても別途利用料を支払い、本サービスに加入すること。なお、新たに購入するペットの本サービスにかかる利用料金は、割引後のペット価格を基準として、第39条に従い決定する
- 2 ペットファースト割引サービスその他の当社の割引制度を併用して割引を受けることはできません。
- 3 加入者は、ペットファースト割引サービスを利用して当社から新たにペットを購入する場合、購入時に、販売店舗において、本ペットの販売契約書又はほっとサポート会員カード又はデジタル会員証を提示しなければならず、事後においてこれらを提示したとしても、遡って割引を受け又は割引価格との差額の返金を受けることができません。

第9節 通販サイトの利用

第29条 (通販サイトの利用)

- 1 加入者は、当社又は当社の指定する者が運営する「ペットファーストオンラインストア」(<https://pfirstec2.jp/>、以下「本オンラインストア」といいます。)に会員登録をし、ペットグッズ等の購入にあたり、本オンラインストア所定の割引等の特典を受けることができます。
- 2 特典の内容は、本オンラインストアにおいて定めるものとします。
- 3 本条に基づく本サービスを受ける条件については、次条以下もご参照ください。

第30条 (利用方法)

- 1 加入者は、本オンラインストア所定の手続により会員登録をすることで、本オンラインストアを利用することができます。
- 2 加入者は、本オンラインストアを、商業目的ではなく、ユーザーの個人的な目的のみに利用するものとします。
- 3 本オンラインストアを利用するための端末機器、電気通信回線は、加入者自身の責任と費用負担において、確保、維持されるものとし、当社は一切の責任を負いません。
- 4 加入者による本オンラインストアの利用にあたっては、本オンラインストアにおいて定める利用規約を遵守するものとし、本オンラインストアを利用する場合における、加入者と当社及び本オンラインストア運営者との間の権利義務関係については、本約款に定めるものの他、利用規約が適用されるものとします。
- 5 本オンラインストアのコンテンツ、特典の内容は、予告なく変更する場合がありますので、加入者はあらかじめご承諾ください。

第10節 ペットケア&アダプションセンター日光ご利用特典

第31条 (ペットケア&アダプションセンター日光ご利用特典)

- 1 加入者は、本ペットに関して、当社が運営する「ペットケア&アダプションセンター日光」(以下「ペットケアセンター」といいます。)を、本節所定の割引価格で利用できる等の特典を受けることができます。
- 2 加入者は、本サービスの更新後も、引き続きペットケアセンターご利用特典を受けることができます。
- 3 本条に基づく本サービスを受ける条件、特典の内容については、次条以下もご参照ください。

第32条 (特典の内容及び利用条件)

- 1 加入者は、本ペットがペットケアセンターを宿泊利用する場合、通常の宿泊料に対し、50%の割引率の適用を受けることができます。なお、具体的な料金は本ペットの大きさ等により変動する場合があります。
- 2 加入者が栃木県に居住する場合であって、ペットケアセンターを宿泊利用するときは、当該居住地から、ペットケアセンターまでの本ペットの送迎を無料で利用することができます。尚、無料送迎に対応できない日時がある場合があります。
- 3 以下の事由に該当する場合、ペットケアセンターをご利用いただくことができません。
 - ① 本ペットが生後6カ月未満である場合
 - ② 本ペットについて、狂犬病ワクチン、混合ワクチンを接種済みであること及び有効期間内であることが確認できない場合
 - ③ 本ペットについて、疾病、怪我、体調不良が疑われる場合
 - ④ ペットケアセンターが本ペットの利用を適切でないと判断した場合
 - ⑤ その他、ペットケアセンター利用中の飼育内容については、当社が定めるところに従うものとする

第33条 (利用方法)

- 1 加入者は、特典を利用してペットケアセンターへの宿泊を希望する場合、宿泊予定の前日までに、第50条記載のお問合わせ先までご連絡く

ださい。宿泊予定の前日までにお電話いただけない場合、特典は利用できませんので、予めご了承ください。

- 2 前項より、当社が加入者から、宿泊希望の連絡を受けたときは、加入者は、ほっとサポートの有効期間までに本ペットの販売契約書又はほっとサポート会員カードまたはデジタル会員証をペットケアセンターへ直接提示することで、ペットケアセンター利用特典を受けることができます。※第38条に準じています
- 3 ペットケアセンターご利用特典に関するお問い合わせは、第50条記載のお問合せ先に従い、直接ペットケアセンターまでお願いいたします。

第11節 もしもレスキュー

第34条 (もしもレスキューの内容)

- 1 加入者は、本サービスの有効期間中、本ペットが迷子や行方不明それに類似する事象が発生した場合、加入者は以下の各項の、迷子ペット捜索支援サービスを受けることができます。
 - ① 加入者は当社が指定するペット探偵事業者を利用できます。ただし、1回の利用につき3日間の捜索とし、本ペットが発見されなかった場合、利用を継続することはできないものとする
 - ② 当社は加入者に代わって、当社が指定するSNSへ、本ペットの迷子捜索に関する投稿をする
 - ③ 当社は加入者に代わって、当社が指定する公共機関へ、本ペットの迷子捜索に関する届出をする
 - ④ 本ペットが発見された場合には、加入者は当社提携動物病院において、本ペットに関し健康診断・お手入れ(19条第1項と同等。)のサービスを受けることができるものとする
- 2 加入者は、本サービス更新後も、引き続き、前項の迷子ペット捜索支援サービスを利用することができます。
- 3 加入者は、第1項の迷子ペット捜索支援サービスの利用を希望する場合、第50条記載のお問合せ先までご連絡ください。

第12節 避妊・去勢手術チケット及びフィラリア予防チケット

第35条 (避妊・去勢手術チケット及びフィラリア予防チケットの提供)

- 1 当社は、プラチナプランの加入者(以下本節において「加入者」といいます。)に対し、本サービス加入後、避妊・去勢手術チケット及びフィラリア予防チケットを発行します。
- 2 当社が発行する避妊・去勢手術チケットは、1万5000円分のチケット1枚です。避妊・去勢手術チケットは、本サービスの加入初年度に1回のみ発行されるものとし、更新後は発行されません。
- 3 当社が発行するフィラリア予防チケットは1万円分(1枚当たり1000円分、合計10枚。)です。本サービスが更新されたときは、以後、同様の枚数と金額分のチケットを発行します。
- 4 避妊・去勢手術チケット及びフィラリア予防チケットの有効期間は、発行日から6カ月間です(ただし、発行日を除く。(注)例えば、1/1が発行日の場合、有効期間は、1/2~6/30となります)。避妊・去勢手術チケットについては、ペットの誕生日から6カ月後を目安に交付します。フィラリア予防チケットについては、1回の交付につき5枚で、計2回交付するものとし、1回目は加入後速やかに発行し、2回目は加入時から6カ月までの間でお客さまが指定した任意の時又は加入から6カ月経過後に発行します。
- 5 避妊・去勢手術チケット及びフィラリア予防チケットは、提携動物病院において、避妊・去勢手術チケット及びフィラリア予防チケットと引き換えにのみ利用いただけます。
- 6 本条に基づく本サービスを受ける条件については、次条以下もご参照ください。

第36条 (利用方法)

- 1 避妊・去勢手術チケットは、本ペットの避妊、去勢手術を実施する際に利用いただけます。
- 2 フィラリア予防チケットは、本ペットのフィラリア診断の血液検査、これに付随する検査(血球検査や生化学検査等動物病院がセットで推奨する検査を含む。)及びフィラリアの薬代にご利用いただけます。フィラリア予防チケットは、ノミ・ダニの駆除にご利用いただけません。ただし、フィラリア予防薬にノミ・ダニの駆除薬が含有される場合はこの限りではありません。
- 3 避妊・去勢手術チケット及びフィラリア予防チケットは、当社所定のサービスを除き他のサービス(動物病院独自の割引サービスを含む。)との併用はできません。
- 4 理由の如何を問わず、避妊・去勢手術チケット及びフィラリア予防チケットは、再発行、換金、おつりの返却及び当社による買取りができず、また、別途ご購入いただくことができません。
- 5 フィラリア予防チケットを使用して購入した薬については、理由の如何を問わず、返金及び返品ができません。
- 6 避妊・去勢手術チケット及びフィラリア予防チケットは、本ペットにのみご利用可能であり、本サービスに加入していないペットにはご利用いただけません。
- 7 加入者は、避妊・去勢手術チケット又はフィラリア予防チケットを提携動物病院へ直接持参し、交付することで、避妊・去勢手術チケット又はフィラリア予防チケットを利用することができます。なお、加入者は、予約時に避妊・去勢手術チケット又はフィラリア予防チケットを使用する旨を申告した上で、診療受付時点において提携動物病院に対して避妊・去勢手術チケット又はフィラリア予防チケットを交付しなければならず、事後においてこれらを交付したとしても、避妊・去勢手術チケット又はフィラリア予防チケットにかかる本サービスの利用又は返金を受けることができません。
- 8 避妊・去勢手術チケット及びフィラリア予防チケットが利用できる提携動物病院は、予告なく変更する場合がありますので、加入者はあらかじめご承諾ください。

第13節 提携加盟店割引

第37条 (提携加盟店割引)

- 1 プラチナプランの加入者（以下本節において「加入者」といいます。）は、トリミングサロン、ペットホテル、しつけ教室等当社が提携している加盟店（以下「提携加盟店」といいます。）を利用するに当たり、契約日より1年間、当社所定の割引特典等を受けることができます。
- 2 加入者は、本サービスの更新後も、更新日から1年間引き続き提携加盟店割引を利用することができます。
- 3 提携加盟店、特典の内容については当社のウェブサイト（<http://petsupport.jp/alliance>）をご確認ください。なお、本条に基づく本サービスを受ける条件については、次条以下もご参照ください。

第38条 (利用方法)

- 1 加入者は、本ペットの販売契約書又はほっとサポート会員カードまたはデジタル会員証を提携加盟店へ直接持参し、提示することで、当該提携加盟店の特典を受けることができます。
- 2 提携加盟店、特典の内容は、予告なく変更する場合がありますので、加入者はあらかじめご承諾ください。

第3章 利用料

第39条 (利用料金)

各プランの加入者は、当社に対し、本サービスの年間利用料として、本ペットの価格及び本ペットの種類に応じた、次の金額を払い込むものとします。

		本ペットの価格	
		18万円未満	18万円以上
プランの種類	スタンダード	3万6000円（税込）	本ペット価格×20%（税込）
	プラチナ	5万6000円（税込）	本ペット価格×20% + 2万円（税込）

※ペット価格に関わらず、当社が定めるペットパピー・キティーの場合は、18万円未満の場合の金額を払い込むものとします。

第40条 (払い込み方法)

- 1 加入者は、本サービスの加入申込書において年間利用料の払い込み方法として、年払いプラン又は月払いプランのいずれかを選択することができます。年払いプランは、年間利用料を一括して払い込む方法であり、月払いプランは、年間利用料を12回に分割して払い込む方法です。
- 2 加入者は、年払いプランを選択した場合、加入日に、当社に対し、当社が別途ご案内する方法により、年間利用料を払い込むものとします。
- 3 加入者は、月払いプランを選択した場合、当社に対して、次のとおり、年間利用料を払い込むものとします。なお、口座振替に要する費用は加入者の負担とします。
 - ① 初回の払い込み額
加入日に年間利用料の12分の1に相当する額（一の位は切り捨てとする。）を3カ月分、当社が別途ご案内する方法により、払い込む。
 - ② 2回目以降の払い込み
契約した日の属する月の翌々月27日を2回目とし、以降毎月27日限り、9回にわたり、年間利用料の12分の1に相当する額（一の位は切り捨てとする。）を分割して次条による口座振替により払い込む。
- 4 その他、コンビニ収納用紙での支払い、クレジットカード払いなどが可能ですので、いずれか希望の場合は第50条所定のお問合わせ先へご連絡ください。

第41条 (口座振替)

- 1 口座振替により利用料を払い込む場合、次の各号の全てを満たし、加入者は、当社と利用料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）における振替日（以下「払込日」といいます。）に利用料を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、加入者は、払込日の前日までにその払込日に払い込むべき利用料相当額を上回る額を加入者が本サービス加入申込時に指定する口座（以下「指定口座」といいます。）に預けておかなければなりません。
 - ① 指定口座が提携金融機関に設定されていること
 - ② 当社の定める口座振替依頼手続きがなされていること
- 2 払込日が第1項第1号の提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの利用料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、払込日に払込みがあったものとみなします。
- 3 払込期日までに利用料の払込みがないときは、加入者は、当該利用料を、当社の指定する期日までに、当社の指定する方法で払い込まなければなりません。
- 4 前項に拘わらず、払込期日までに利用料の払込みがないときは、当社は、翌月の払込日において、滞納分の利用料を一括して引落し処理をすることができるものとします。

第42条（利用料未払の場合の免責）

加入者がその利用料を払込期日までにその払い込みを怠った場合、当社は、未払いの期間中、全サービスの利用を利用料の支払が当社で確認できるまで拒絶することができるものとします。

第4章 有効期間及び自動更新

第43条（有効期間及び更新）

本サービスの有効期間は、加入日から1年間です。

第44条（自動更新）

- 1 加入者又は当社のいずれか一方が、契約月の前月10日までに有効期間を更新しないことの意味表示をしない場合には、有効期間を1年間、更新するものとし、以後も同様とします。ただし、契約月の前月27日までに、加入者から有効期間更新後初回分の利用料、月額税込3980円（*年間利用料を12回に分割して払い込む方法です。）を払い込み頂けない場合、当社は、当社の判断により、有効期間の更新が拒絶されたものとみなすことができます。なお、加入者による更新拒絶の手続については次項もご参照ください。
- 2 前項の更新後に適用される本サービスの内容、条件については、当社が加入者に対し、有効期間の末日の3カ月前までに郵送する更新案内によるものとします。
- 3 加入者が、有効期間の更新をしない場合、契約月の前月10日までに、更新しない旨を第50条所定のお問合わせ先へご連絡ください。
- 4 加入者が、有効期間中、本ペットを第三者に譲渡したときは、当社は、当社の判断により、何らの通知又は意思表示なく、有効期間の更新を拒絶することができるものとします。
- 5 本サービスの有効期間が更新されなかった場合、再加入契約を締結しない限り、加入者は、本サービスに再加入することはできません。
- 6 本条に基づき本サービスの有効期間が更新された場合、理由の如何を問わず、加入者は支払済みである更新後の利用料の返金を求めることができません。
- 7 加入者は、本サービスを更新する意思がなかった場合、本サービスが更新された後においても、当社に対して、本サービス解約の意思表示をした場合に限り、速やかに中途解約するものとし、解約の意思表示をした時点をもって契約は終了するものとしたします。ただし、本サービスの更新後、加入者からなんらかの本サービスの利用があった場合にはこの限りではありません。また、加入者は、更新月から解約の意思表示をした日の属する月までの月額利用料は返還を求めることはできません。

第45条（更新後の利用料と払い込み方法）

更新後の利用料の支払いは月払いプランのみとなります。加入者は、本サービスの利用料として月額税込3980円（*年間利用料を12回に分割して払い込む方法です。）を毎月27日限り、第41条で定める口座振替、コンビニ収納用紙での支払い、クレジットカード払いいずれかの方法により、払い込むものとします。なお、その他払い込み方法は第3章に準じるものとします。

第46条（更新の特典—お迎えサポート）

- 1 加入者が、本サービスを更新する場合、更新後の特典としてお迎えサポートを受けることができます。
- 2 お迎えサポートでは、更新後に本ペットが死亡し、死亡時まで本サービスの更新が継続していた場合、加入者が当社より新たにペットを購入するときは、ペット価格について、次のとおりペット価格の一部を当社が負担することとし、加入者はペット価格から当社負担額を控除した価格で新たなペットを購入することができます。なお、新たなペットを対象としてほっとサポートに加入する場合、当社負担前のペット価格（税込）に対して、加入額が算出されるものとします。
 - ① 本サービス加入より2～4年目に本ペットが死亡した場合、本ペット価格の80%を当社にて負担
 - ② 本サービス加入より5～7年目に本ペットが死亡した場合、本ペット価格の50%を当社にて負担
 - ③ 本サービス加入より8年目～に本ペットが死亡した場合、本ペット価格の20%を当社にて負担
- 3 ワクチン接種代、マイクロチップ代等ペット価格以外の代金はお迎えサポートの対象外です。
- 4 お迎えサポートを利用できるのは、本サービスの加入者のみであり、加入者の家族を含め加入者以外の者が新たにペットを購入する場合、加入者に適用があるお迎えサポートを利用してペットを購入することはできません。
- 5 お迎えサポートその他の当社の割引制度を併用して割引を受けることはできません。
- 6 加入者は、お迎えサポートを利用して当社から新たにペットを購入する場合、事前に第50条のお問合わせ先にご連絡ください。加入者は、当社に対し、本ペットの当社所定の死亡診断書を提出しなければならず、事後においてこれらを提示したとしても、遡ってお迎えサポートを受け又はペット価格とお迎えサポートの適用を受けた価格の差額の返金を受けることはできません。なお、当社所定の死亡診断書の作成費用は加入者の負担となります。

第5章 加入者の負担

第47条（必要書類の提供）

加入者が本サービスの提供を受けるにあたり、当社、提携動物病院又は提携加盟店から、身分証明書その他必要書類の閲覧・謄写を求められた場合、加入者はこれに応じるものとします。加入者は、閲覧・謄写を拒絶した場合、本サービスの提供を受けられない場合があることを承諾ください。

第48条（加入者の費用負担）

本ペットの輸送及び交通費、動物病院、提携店舗までの交通費、当社等へのご連絡通信費、診断書（当社所定の死亡診断書含む。）等必要書類の作成費用、必要資料の送料、その他本サービスを請求するための諸費用は加入者の負担となります。

第49条（新たなペットをお迎えいただくことに伴う負担）

- 1 加入者が生命保障を利用することにより、新たなペットをお迎えいただいたときは、本ペットにかかる本サービスの利用契約は当然に失効するものとします。加入者が、新たなペットその他本ペットとは別のペットについて、本サービスの加入を希望する場合、所定の利用料をご負担いただき、別途本サービスの利用契約を締結する必要があります。
- 2 新たなペットをお迎えにおけるマイクロチップ装着代及びノミダニ視診は当社の負担とします。
- 3 新たなペットをお迎えにおけるマイクロチップ登録料、ドクターズチェックプログラム代は加入者負担とします。

第6章 雑則

第50条（お問合わせ先）

本サービスに関するお問合わせは、お問合わせの内容に従い、以下へご連絡ください。以下のお問合わせ先以外にご連絡をいただいた場合、対応しかねることがありますので、あらかじめご了承ください。

【お問合わせ窓口】

・ペットケア&アダプションセンター日光ご利用特典（第2章第10節）に関するお問合わせ

お問合わせ先：ペットケア&アダプションセンター日光

電話：0288-32-2292

電話受付時間：午前9時から午後5時

・上記以外の本サービスに関するお問合わせ

お問合わせ先：ペッツファーストコールセンター

電話：0570-04-1122（音声案内2番）

電話受付時間：午前10時から午後6時（土日祝・年末年始を除く。）

第51条（本サービスの変更、解約）

本サービスは、有効期間の途中で変更や解約（ただし第44条第7項による場合は除きます）はできません。なお、本サービスはクーリングオフの適用対象外ですので、あらかじめご了承ください。

第52条（禁止行為）

当社は以下の各号を禁止事項と定め、加入者は、禁止事項に該当する行為又は当社が該当すると判断する行為を行わないこととします。

- ① 法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
- ② 当社、当社各店舗、当社各店舗の出店する商業施設、提携動物病院又は提携加盟店に対する詐欺又は脅迫
- ③ 本サービスの利用契約上の地位を第三者に承継させ、あるいは本サービスの利用契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に承継もしくは引受けさせ、又は担保に供すること
- ④ 混合ワクチンチケット、健康診断・お手入れチケット、避妊・去勢手術チケット又はフィラリア予防チケットを売却、譲渡し、担保に供すること
- ⑤ 公序良俗に反する行為
- ⑥ 本サービスを加入者以外の者に利用させる行為
- ⑦ 本サービスを本ペット以外のペットに利用させる行為
- ⑧ 本サービスを利用するに当たり虚偽の申告、虚偽の書類作成を自ら行い又は第三者に行なわせる行為
- ⑨ 本約款に違反する全ての行為

第53条（解除・本サービスの停止）

- 1 当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本サービスの利用契約の全部若しくは一部

を解除し又は本サービスの提供を停止することができるものとします。

- ① 加入者が、利用料の支払にあたり月払いプラン（※年間利用料を12回に分割して払い込む方法です。）を選択した場合において、利用料の支払を2カ月連続して怠ったとき又は滞納額が合計3カ月分になったとき
 - ② 重大な過失又は背信行為があった場合
 - ③ その他前各号に準ずるような重大な事由が発生した場合
- 2 当社は、加入者が本約款のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができます。
 - 3 加入者は、第1項各号のいずれかに該当する場合又は前項に定める解除がなされた場合、当社に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければなりません。

第54条（反社会的勢力の排除）

- 1 加入者は、当社に対し、次の各号の事項を確約していただきます。
 - ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと
 - ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力ではないこと
 - ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
 - ④ 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 加入者について、次のいずれかに該当した場合には、当社は、何らの催告を要せずして、本サービスの利用契約を解除することができます。
 - ① 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - ② 前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - ③ 前項④の確約に反した行為をした場合
- 3 本条の規定により本サービスの利用契約が解除された場合には、加入者は、解除により生じる損害について、当社に対し一切の請求を行うことができません。
- 4 第56条の規定にかかわらず、第1項又は第2項に定める解除が、生命保障、先天性疾患保障又は臍ヘルニア（デベソ）・鼠径ヘルニア・陰嚢丸の手術費保障の対象となる事由が生じた後になされた場合であっても、当社は、本サービスの利用を拒絶できるものとし、又、発行済の混合ワクチンチケット、健康診断・お手入れチケット、避妊・去勢手術チケット及びフィラリア予防チケットの利用を拒絶することができるものとします。この場合において、既に加入者が本サービスを利用していたとき、当社は、利用済みの本サービス相当額の金銭の支払を請求することができます。

第55条（失効）

- 1 本ペットが死亡したときは、本ペットにかかる本サービスの利用契約は、死亡の申出時点をもって当然に失効します。
- 2 前項の場合本サービスの利用料の支払いにあたり、第40条所定の月払い（※年間利用料を12回に分割して払い込む方法です。）プランを選択している場合には、本ペットの死亡を申出た月の翌月以降の支払義務は消滅しますが、死亡を申出た月の請求がすでに発生しているものに関しては、その支払いをもって翌月以降の支払い義務は消滅させるものとします。また第40条所定の年払いプランを選択している場合には、本ペットの死亡を申出た日の翌月から本サービスの有効期限の月まで残存期間について月割りで精算し、返金いたしますが、ローンの金利分に関しては返金対象とはしないものとします。
- 3 本サービスの利用契約は、本ペットの売買契約が無効となり又は取消し若しくは解除されたときは、本ペットの売買契約に準じて、無効又は取消し若しくは解除されます。

第56条（解除、失効の効力）

- 1 本約款に定める解除及び失効は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- 2 加入者は、当社に対して、解除及び失効前までに払い込み済みの利用料の返金を求めることができず又名目の如何を問わず未使用分に関する本サービスの相当額の支払を求めることができません。
- 3 加入者は、本サービスの解除後であっても、有効期限内である限り混合ワクチンチケット、健康診断＋お手入れチケット、避妊・去勢手術チケット及びフィラリア予防チケットを利用いただけますが、途中解約、失効の場合はこの限りではありません。

第57条（本ペット死亡に関する届出）

- 1 加入者は本ペットが死亡した場合には、当社に対し、速やかに第50条のお問合わせ先まで、届出を行わなければなりません。
- 2 前項の届出がなかったことにより加入者に損害が生じても、当社は一切責任を負いません。

第58条（本サービス相当額のご請求）

加入者が、次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、加入者に対して、本サービス相当額の金銭の支払を請求することができます。

- ① 第55条3項を除き、失効、解約、解除等その他本サービスの利用契約終了後において本サービスを利用した場合
- ② 本サービスを加入者以外の者に利用させた場合
- ③ 本サービスを本ペット以外のペットに利用させた場合
- ④ 本サービスの対象となる事由が生じていないにも拘わらず本サービスを利用した場合

第59条（本ペットの売買契約で定めた保障制度との関係）

- 1 加入者が、当社との間の本ペットの売買契約で定めた内容に基づいて新たなペット又は契約の解除による本ペット価格の返金の提供を受けたときは、本ペットに関する本サービスの利用契約は当然に失効します。なお、理由の如何を問わず、加入者は本ペット価格の返金と新たなペットを二重に受け取ることはできません。
- 2 前項の場合、本サービスの利用契約に基づく利用料及び利用済みの本サービスについて、以下のとおり精算するものとします。
 - ① 当社は、加入者に対し、既払済みの利用料（以下「既払金」といいます。）を返金するものとし、期限未到来分の利用料については発生しないものと扱う
 - ② 当社は、本サービスのうち、加入者が利用済みのものがある場合であっても、加入者に対して、利用済みのサービスの対価相当額の返金を求めないものとする
- 3 第1項の場合において、加入者が、新たなペットのお迎えについて、本サービスの加入を希望する場合、所定の利用料を負担頂き、別途本サービスの利用契約を締結する必要があります。

第60条（個人情報）

- 1 当社は、個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、個人情報への不正アクセス、紛失、破損、改ざん及び漏洩等を防止する為、セキュリティシステムの維持、社内管理体制の整備、社員教育の徹底等の必要な措置を講じ、安全対策を実施し個人情報の厳重な管理を行い、予防並びに是正に努めます。
- 2 当社は、加入者ご本人の同意をいただいて個人情報を取得し、本サービスの管理・実施の目的又はご本人に同意頂いた範囲でのみ利用します。ご同意いただけない場合、本サービスの提供ができない場合がございます。
- 3 当社は、取得した個人情報を適切に管理し、次のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者に開示・提供いたしません。
 - ① ご本人の同意がある場合
 - ② ご本人が希望されるサービスを行うために、業務委託先・配送会社・提携動物病院・提携加盟店・納入業者・ブリーダー等の業者に対して開示・提供する場合
 - ③ 法令に基づき開示・提供することが必要もしくは可能である場合
- 4 当社は、ご本人の同意をいただいて取得した個人情報を第三者と共同利用する場合、もしくは業務を委託する為に第三者に提供する場合、当該第三者について調査のうえ必要な契約を締結し、当社と同様の情報管理を行うことを義務付けます。
- 5 ご本人の個人情報の照会・修正・削除等を希望される場合には、第50条のお問合せ窓口までご連絡いただければ、ご本人であることを確認のうえで法令等に則り適正に対応させていただきます。

第61条（連絡先の変更）

- 1 加入者が住所・電話番号・電子メールアドレス等の連絡先を変更する場合には、速やかに第50条記載のお問い合わせ先へご連絡をお願いいたします。
- 2 当社は、送付した郵便その他の配送物が宛先不明等により不着となった場合であっても、本サービスの加入申込書記載の住所又は加入者からご連絡いただいた住所にあてて送付したことをもって、到達したものと扱わせていただきます。
- 3 当社は、発信した電子メールが宛先不明、インターネット上の問題等により不着となった場合であっても、加入者からご連絡いただいた電子メールアドレスにあてて発信したことをもって、到達したものと扱わせていただきます。

第62条（当社の指定する獣医師による診察等の要求）

- 1 当社は、本サービスの提供にあたり必要な限度において、加入者に対し当社の指定する獣医師が作成した診断書又は死体検案書の提出を求めすることができます。
- 2 第1項に定める診断又は死体の検案（死亡の事実を獣医学的に確認することをいいます。）のために要した費用は加入者負担とします。

第63条（準拠法）

- 1 本サービスは日本国内においてのみ有効で、日本国の法令の定めるところに従います。
- 2 本約款に定めのない事態が生じた場合には、当社が信義に則り、加入者と協議の上、誠実に対応いたします。

第64条（合意管轄）

本サービスに関する加入者と当社との間の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審における合意上の専属的管轄裁判所とします。

募集店舗名

..... お問い合わせ先

ペットファーストコールセンター

TEL 0570-04-1122 (音声案内2番)

午前10時～午後6時 (土日祝・年末年始を除く)